

## 契約条項 P-2140(2)\_210118

### 1. 「パッチ当てサービス」

甲は、注文書記載の「パッチ当てサービス」を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

- (1) 乙は、甲が使用权を有するコンピューター・プログラムのパッチファイルを、甲に代わって機械装置に搭載します。
- (2) 甲は、前号のパッチファイルを乙の技術者に提供するものとします。
- (3) 第1号の搭載作業は当該パッチファイル所定の手順に従い実施するものとし、乙は当該搭載作業により、それ以前に甲がコンピューター・プログラム上で使用していたプログラムのすべてがパッチファイル搭載後のコンピューター・プログラム上でも動作することを保証するものではありません。
- (4) 「パッチ当てサービス」には、コンピューター・プログラムのバージョンアップ使用权の許諾およびインストール作業は含まないものとします。
- (5) 乙が「パッチ当てサービス」を着手したにもかかわらず、乙の責によらず「パッチ当てサービス」を完了できなかった場合でも、甲は乙に対して当該作業料金を支払うものとします。
- (6) 甲は、「パッチ当てサービス」を乙に依頼するにあたり、甲が作成したコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するための適切な措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
- (7) 「パッチ当てサービス」の実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。

### 2. 「リストア代行サービス」

甲は、注文書記載の「リストア代行サービス」を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

- (1) 「リストア代行サービス」とは、甲が使用する機械装置の障害により当該機械装置の補助記憶装置に保持されていたデータが使用不能となった場合にバックアップ媒体を用いて行うデータの修復作業を乙が甲に代わって実施することをいいます。
- (2) 乙は、甲が保有するバックアップ媒体に格納されているデータの範囲で、「リストア代行サービス」を実施します。
- (3) 甲は、「リストア代行サービス」を乙に依頼するにあたり、機械装置またはコンピューター・プログラム所定のバックアップ手順にもとづきデータのバックアップを行った媒体を乙の技術者に提供するものとします。
- (4) 「リストア代行サービス」には、コンピューター・プログラムおよびデータのバックアップ作業ならびにコンピューター・プログラムのインストール作業は含まないものとします。
- (5) 乙が「リストア代行サービス」を着手したにもかかわらず、乙の責によらず「リストア代行サービス」を完了できなかった場合でも、甲は乙に対して当該作業料金を支払うものとします。
- (6) 「リストア代行サービス」の実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。

以上